

# 有料老人ホームに係る届出事項と添付書類

連絡先: 高齢福祉課施設グループ 052-954-6287

内 容	届出種別	添付書類	備 考
新たに開設	設置届	設置届に記載の書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
料金を変更	変更届	新旧対照表 料金変更が必要な理由を明らかにする書面 新料金の積算書 運営懇談会の資料及び議事録等 重要事項説明書 長期の収支計画書 その他指示する書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
サービス内容を変更	変更届	新旧対照表 サービス内容変更が必要な理由を明らかにする書面 運営懇談会の資料及び議事録等 重要事項説明書 その他指示する書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
施設を変更 (増築、改築、部屋の移動等)	変更届	新旧平面図 重要事項説明書	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
入居定員を変更	変更届	重要事項説明書 その他指示する書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
特定施設定員の変更	変更届	受付印の押された介護保険の変更届の写し 重要事項説明書 その他指示する書類	
住宅型から介護付に変更	変更届	受領印の押された介護保険指定申請書の写し 重要事項説明書	
協力医療機関を変更又は追加	変更届	協力医療機関との契約書 重要事項説明書	
土地や建物の所有者の変更	変更届	土地又は建物の賃貸契約書 重要事項説明書	
施設長を変更	変更届	新施設長の経歴書 重要事項説明書	
法人住所や代表者の変更	変更届	新定款及び登記簿謄本(注) 重要事項説明書	
入居要件を変更 (自立、要支援、要介護)	変更届	重要事項説明書	
施設を移転	廃止届+設置届		計画段階で必ず事前相談に来庁してください
設置法人を変更	廃止届+設置届		計画段階で必ず事前相談に来庁してください
休止	休止届	運営懇談会の資料及び議事録 その他指示する書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください
廃止	廃止届	運営懇談会の資料及び議事録 その他指示する書類	計画段階で必ず事前相談に来庁してください

・変更届は変更の日から10日以内に提出してください

・休止届及び廃止届は休止又は廃止の日の1か月前までに提出してください

(注) 登記簿謄本については、令和7年4月1日以降の届出の場合には添付不要